

資料 6

令和 5 年 1 月 19 日
高齢施策担当部高齢者支援課

もの忘れ検診の拡充等について

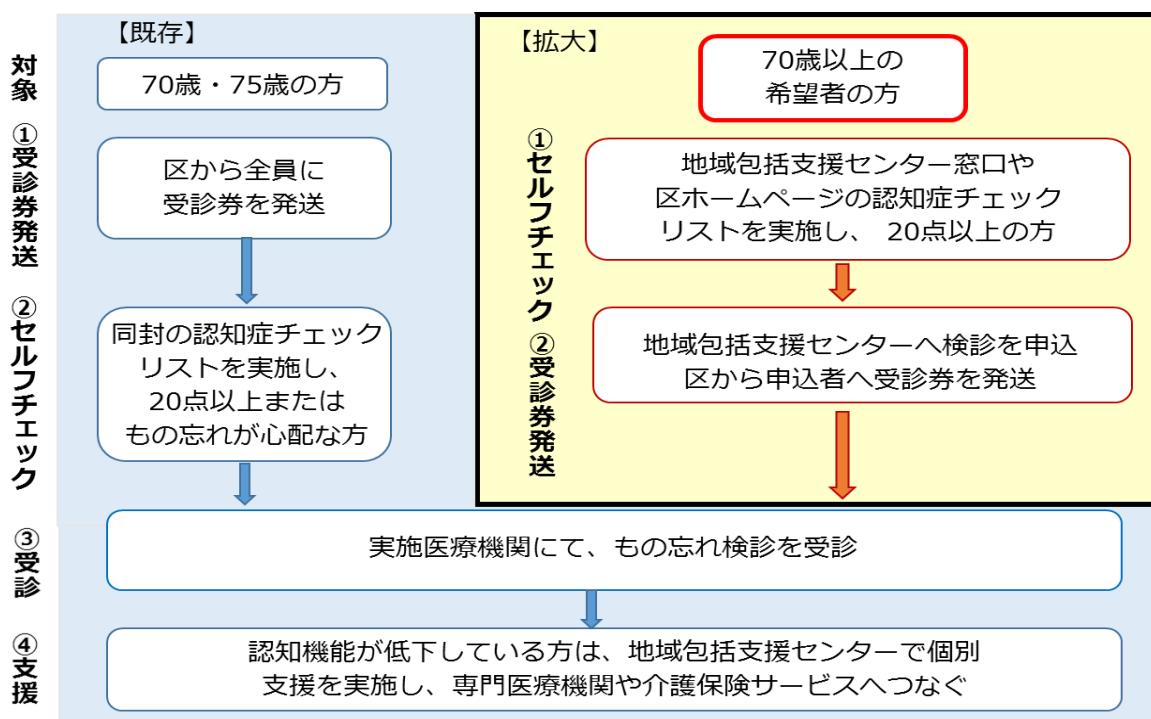
1 対象者の拡充

(1) 概要

令和 3 年度に練馬区医師会との連携により開始したもの忘れ検診について、認知症の早期発見・早期支援を更に進めるため、令和 5 年度から検診の対象者を拡充する。

(2) 実施方法

70歳・75歳の方全員への受診券発送は、従来どおり実施する。更に、70歳以上で受診を希望される方は、認知症の気づきチェックリストを行い、その結果が20点以上だった方は、地域包括支援センターの窓口で検診を申し込みする。



(3) 周知方法

区報（4月1日号）、区ホームページへの掲載、区立施設および医療機関でのポスター掲示等

(4) スケジュール

令和 5 年 5 月上旬 検診開始

2 高齢運転者の認知機能検査の免除

(1) 概要

75歳以上の高齢運転者は、免許の更新に際し、認知機能検査の受検が義務付けられているが、昨年5月の道路交通法改正に伴い、医師が作成した診断書等を提出した場合、受検が免除されることとなった。練馬区もの忘れ検診の取扱いについて、警視庁運転免許本部へ確認した結果、免除に利用できることが認められたことから、その旨、周知を開始する。

(2) 免除の手続き

もの忘れ検診の結果が「認知機能障害の疑いなし」だった75歳以上の方は、運転免許証の有効期間の満了日前6か月以内の「もの忘れ検診結果」を警察署等に本人が提出することで、認知機能検査の受検が免除される。

(3) 周知方法

区ホームページへの掲載、令和5年度もの忘れ検診受診券やポスターへの記載

(4) スケジュール

令和5年1月20日　区ホームページへの掲載